

大口町告示第62号

大口町児童福祉施設苦情処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月23日

大口町長 鈴木 雅 博

大口町児童福祉施設苦情処理要綱の一部を改正する要綱

大口町児童福祉施設苦情処理要綱（平成１７年大口町告示第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の２号を加える。

- (3) 大口町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成２９年大口町条例第２１号）に定める子育て支援センター
- (4) 大口町放課後児童クラブ条例（平成２７年大口町条例第１２号）に定める児童クラブ

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町児童福祉施設苦情処理要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義) 第 2 条 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 大口町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 9 年大口町条例第 2 1 号）に定める子育て支援センター</u> <u>(4) 大口町放課後児童クラブ条例（平成 2 7 年大口町条例第 1 2 号）に定める児童クラブ</u>	(定義) 第 2 条 略 (1)・(2) 略